

大洗町町営施設 新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン

【各施設共通】

事業活動を行うにあたり、以下の取り組み及び各業界団体が策定するガイドラインの遵守をする。

1. 社会的距離の確保対策（2メートル以上 ※最低1メートル）
2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底
3. 共用物の衛生管理・換気の徹底
 - 従業員及び来客等のマスク着用、手洗い、うがいの徹底
 - 消毒液の設置、ごみ廃棄時の衛生管理、衣類のこまめな洗濯
 - 適度な加湿
 - 従業員の体調管理
 - 来客等の入場時体調チェック（滞在時間が長い施設）
 - ドアノブ、客席、テーブル、利用設備・機材等についての消毒
 - 施設入口、各部屋のドア等2方向以上の窓又は扉を開け毎時2回以上換気
 - ウイルス除去を意識したトイレ等のこまめな清掃
 - ハンドドライヤー等の使用中止
4. キャッシュレス・チケットレスの推進
5. 感染の発生に備えた情報収集
 - 施設利用者に係る感染状況等の把握（利用者名簿の作成）